

令和 8 年度 第 1 回つがる市地域公共交通会議

議案第 1 号

運賃協議会の設置及び要綱改正について

<目次>

1. つがる市運賃協議会の設置について
2. つがる市運賃協議会設置要綱
3. つがる市地域公共交通活性化協議会設置要綱(改正)

1. 背景

令和5年10月1日の道路運送法の改正に伴い、従来は地域公共交通会議において協議していた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義※が生じないよう、新たに同法第9条第4項に定める「協議会」において協議を行うこととなった。

また、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置として、同法第9条第5項に基づき、公聴会等（ホームページでの意見募集など）の開催を行うこととなった。

※従来の地域公共交通会議は複数の関係者や関係団体が含まれるため、当該会議での運賃協議が独占禁止法に抵触する恐れが生じるとして、別の協議会により構成員を限定して協議を行うもの。

道路運送法（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 1～3 略

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。
当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 略

2. 運賃協議の概要

（1）協議体の設置

法の趣旨に則って、構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の協議体（つがる市運賃協議会）を設置し、運賃について協議する。

（2）協議対象

一般乗合旅客自動車運送事業者にかかる運賃等を協議対象とする（4条許可）。

（3）協議方法

運行事業者 1 事業者ごとに協議を行うこととし、書面による協議も可能とする。

（4）意見反映の実施

運賃協議にあたっては、あらかじめ住民や利用者、利害関係者の意見を反映させるため、つがる市ホームページ上で意見募集を行う。

3. 協議会の構成

道路運送法第9条第4項に基づき、協議会の委員は、次のとおりとする。
ただし、協議事項の内容に応じて（3）及び（4）の委員は、都度変更するものとする。

- （1） 総務部地域創生課長
- （2） 青森運輸支局長又はその指名する者
- （3） 当該路線等の運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （4） 市民又は利用者を代表する者

4. 運賃協議の流れ

運賃改定等の事案が生じた場合は、基本的に以下の流れで運賃協議会を実施する。

- （1） 事業者からの協議依頼
↓
 - ・ 現行の運賃の見直しや新たに運行をはじめる場合には協議が必要
- （2） 地域住民への事前説明及び意見募集
↓
 - ・ 対象となる地域住民への運行計画等の説明
 - ・ つがる市ホームページ上での意見募集（原則2週間）
- （3） つがる市地域公共交通会議の開催
↓
 - ・ 運賃以外の運行にかかる事項を協議 ※運賃は参考として報告
- （4） つがる市運賃協議会の開催
↓
 - ・ 基本的に（3）のつがる市公共交通会議後に開催
 - ・ 協議事案の内容によっては、書面開催の場合あり
- （5） 届出手続き（東北運輸局長への届け出）
↓
 - ・ 協議会からの“協議が調ったことの証明”を添えて申請手続き
- （6） 新運賃による運行開始

つがる市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うため、つがる市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、路線等に係る運賃等に関する事項その他の協議会が必要と認める事項について協議を行う。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 総務部地域創生課長
- (2) 当該路線等の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者を代表する者として市長が指名する者

2 前項第3号及び第4号の委員は、協議内容に応じて変更するものとする。

(会長)

第4条 協議会の会長は、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、協議会を書面で開催し決議を行うことができる。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 次の各号に掲げる軽微な事項については、会議の開催を要しない。
 - (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新

設若しくは変更又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合（当該路線に競合する路線がある場合にあっては、路線の一部延伸により当該路線が初めて他の市町村の区域に乗り入れする場合を除く。）であって、運賃額に変更がない場合

(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合において、路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、総務部地域創生課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

つがる市地域公共交通会議設置要綱(案)

(目的)

第1条 つがる市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様~~及び運賃・料金~~等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他の交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) つがる市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) ~~公益~~社団法人青森県バス協会の職員
 - (5) 市民又は利用者の代表者
 - (6) 青森運輸支局又はその指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の職員
 - (8) 青森県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、つがる市長の指名する職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 交通会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、つがる市総務部地域創生課において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するための窓口をつがる市総務部地域創生課に置く。

9 ~~会長は、交通会議の案件処理について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。~~

会長は、軽微な案件その他必要があると認めるときは、協議会を招集せず、書面により協議することができる。

10 前項の規定により書面で協議した結果は、協議会の協議結果とみなす。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年8月19日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第4条2の規定に関わらず、最初の交通会議はつがる市長が招集する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年2月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。